

道の駅かつらぎに関する 調査特別委員会

令和2年12月14日

葛城市議会

7. 調 査 案 件

- (1) 道の駅かつらぎに関する事項について
- (2) その他

開 会 午後3時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

今日は午前中、総務建設常任委員会ということで、午後は道の駅かつらぎに関する調査特別委員会ということで、朝からも、今、午後からも出席いただいている委員もいらっしゃいますので、本当にご苦勞さんでございますけれども、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、いろんな意見もいただきながら、前へ向いて進めていきたいと思っております。それでは、最後までよろしくお願い申し上げまして、私の冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

委員外議員として、川村優子議員、内野悦子議員が出席されております。よろしくお願い申し上げます。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）道の駅かつらぎに関する事項についてを議題といたします。

この件につきましては、12月22日に奈良地方裁判所で判決が言い渡されます柙の郷に関する裁判結果について、理事者から判決後の予定に関して改めて説明を行いたいとの申出がありましたので、説明をお願いいたしたいと思っております。

吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

道の駅かつらぎに関連する裁判の状況につきまして、前回の11月16日に開催されました当委員会において報告させていただいたところでございますが、委員会の構成委員が変わっておられますので、改めて再度ご報告させていただきますとともに、控訴手続において、議決が必要な場合に想定されます、より具体的なスケジュールについて説明させていただきます。お手元に配付しております資料をご覧くださいと思います。この資料は、前回に提出させていただいたものと同じでございます。まず①でございます。内容といたしましては、南阪奈側道1号線道路改良（その2）工事に含まれる社会福祉法人柙の郷の取壊し費用分を、山下前市長、生野元副市長及び栄和建设株式会社に対して、損害賠償請求ないし不当利得返還金を請求するよう監査委員から勧告を受け、市から請求をいたしました。が、応じていただけなかったことから、訴訟を提起したものでございます。請求の内容は、630万4,869円に年

5分の割合による遅延損害金を合わせた額の支払いを求めたものでございます。この判決が、第1審である奈良地方裁判所から本年9月29日に出され、その主な内容は、山下前市長及び生野元副市長は、連帯して447万3,362円及び、これに対する平成28年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えという内容で、栄和建设株式会社は請求の対象から除外されました。除外された理由としては、追加工事として受注した柵の郷の取壊し工事の費用として市から受け取ったものが、違法な公金支出であることを認識していたと認めることはできないし、違法な公金支出であることを認識することができたと認めることも困難であったので、故意や過失があると認めることができないので、損害賠償の責を負うことはないということ。また、この取壊し工事の費用を受け取ったことが、司法上、法律上の原因を欠くものであったと認めることは困難であり、その証拠もないので、不当利得返還義務を負わないとされたものでございます。

また、請求金額である630万4,869円が447万3,362円と少なく認定されたのは、取壊し費用として明確な金額が特定できないので、実施設計書に記載のある取壊しとして記載のある447万3,362円と認めるほかないとされ、通常の工事費用に含まれる一般管理費などの必要経費や消費税分などが認められず、直接工事費のみしか認められませんでした。こうしたことから、監査委員からの勧告内容と相違があるため、高等裁判所への控訴手続を行ったものでございます。また、栄和建设株式会社を除く山下前市長及び生野元副市長もそれぞれ控訴されておりまして、今後引き続き、高等裁判所で審理されることとなっております。

次に、②でございます。内容といたしましては、太田新池線道路改良工事他3件の工事について、山下前市長及び生野元副市長については損害賠償請求を、有限会社櫻井建材建設に対しては、損害賠償請求ないし不当利得返還金370万4,400円を請求するよう監査委員から勧告を受け、市から請求をいたしました。が、応じていただけなかったことから、訴訟を提起したものでございます。請求の内容は、370万4,400円に年5分の割合による遅延損害金を合わせた額を支払うよう求めたものでございます。この判決が第1審である奈良地方裁判所から本年6月23日に出され、その内容は、市の請求が全て認められたものでございます。しいまして、市からは控訴の手続は行っておりませんが、有限会社櫻井建材建設を除く山下前市長及び生野元副市長はそれぞれ控訴されておりまして、今後引き続き、高等裁判所で審理されることとなっております。

次に、③と④でございます。内容といたしましては、新道の駅建設事業に係る建物移転補償の変更契約について、山下前市長及び生野元副市長については損害賠償請求を、社会福祉法人柵の郷に対しては、損害賠償請求ないし不当利得返還金2,500万円を請求するよう監査委員から勧告を受け、市から請求をいたしました。が、応じていただけなかったことから、訴訟を提起したものでございますが、社会福祉法人柵の郷につきましては、市から提訴する前に債務不存在確認訴訟を提起されましたので、この分についての市の対応は反訴という形になっております。これらの訴訟については、内容が同一でございますので、併合されまして1つのものとして審理されてきました。そして、先日結審し、来る12月22日の午後に判決の言渡しがある予定でございます。

最後に、⑤でございます。これまでのものにつきましては、住民監査請求に基づく監査結果による勧告に従い、市が提訴したものでございますが、これにつきましては、社会福祉法人柗の郷が、葛城市及び葛城市土地開発公社を被告として提訴されたものでございます。内容は、施設の移転先として公社から購入した土地から産業廃棄物が出てきたので、その撤去及び客土を求めるものでございましたが、訴えの変更を申し立てられ、現在は、3億4,938万4,059円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払えという請求内容となっております。この訴訟につきましても、先日結審いたしまして、先ほどの裁判と同じ12月22日の午後に判決の言渡しがある予定でございます。

なお、この12月22日の判決では、どのような判断が下されるか分かりませんが、仮に市側から控訴しなければならないということになった場合、③、④につきましては、市から提訴するときに、議決いただいた内容に上訴、上訴とは、高等裁判所に控訴する場合であったり、最高裁判所に上告する場合を言うんですが、上訴する場合も含むこととして議決いただいておりますので、改めて議決いただく必要はございませんが、⑤の社会福祉法人柗の郷から訴えられている分につきましては、市が控訴する場合には議決が必要となります。控訴の期限は、判決正本が届いた翌日から2週間の不変期間とされており、年末年始などが考慮されることはありません。したがって、非常にタイトなスケジュールで議会の開催をお願いしなければならない場合もあるということをご承知おきいただきたいと思っております。

ということで、前回ご説明申し上げましたが、現在想定されます、より具体的なスケジュールを申し上げますと、12月22日に奈良地方裁判所で判決の言渡しがございます。これは、裁判長が口頭で判決主文を読み上げられるだけで、この時点で判決文はいただけません。仮に翌日の12月23日にいただけたとした場合、控訴期限はその翌日から2週間の不変期間となりますので、翌年1月6日がその期限となります。⑤の裁判について市が控訴する場合は、1月6日中までには、必ず議決証明を添付した上で控訴状を裁判所に提出しなければなりませんので、最大遅くとも1月5日には議決していただく必要がございます。12月22日の判決日には、職員が裁判所に出向きまして、その判決を聞き、担当の弁護士の意見を聞いた上で連絡が入ることとしておりますので、控訴の要否を判断した結果とともに、判決主文の内容をできるだけ速やかに議会にお伝えさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、この結果により議決が必要となった場合には、その取り計らいにつきましてもご配慮いただけますよう重ねてお願い申し上げまして、道の駅かつらぎに関連する裁判の状況についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いましたが、何か確認事項はございますか。

西川委員。

西川委員 こういうふうなことは、理事者側としては、前から言うてる、想定できてた話やろう、これ。何でこれ急遽開いてるかいうと、その委員会のときに、この④のことに関しても説明してるわけやんか。今のようなことを、その時点で報告できてたと思うよ、これ。それが、議事録調べたらええけれども、2週間で議会の議決を必要やというふうには言うてないやろう、

そのときは、いや、もう2週間以内に市が控訴するのやったら、控訴するように書類出したらええだけやというような、説明不足なのか、何なのか分からんけど、こんな大事なことを、何でもうちょっと真剣に取り組まへんのかな。このことは、いろんな、これ、ずっと来てるさかいに、柎が3億何ぼ出してる、このいきさつというのを、監査請求の監査委員から、こんなんあったさかいにいうて、いろいろなことをやってるけれども、これ、ほいで、1発目は違うさかいに、また控訴すんねんと。これ、いつまで、俺、続くんか知らんけれども、この裁判は。こういうふうなことを、何でもうちょっと真剣に取り組めへんのかな。そのときに分かってるやろう。ほな、これ、はっきりと柎が訴えてるのは、市と土地開発公社にやってるわけやろう。そんなことを想定、市に不利に出るのか、有利に出るのか。有利に出たら、別に議会の議決は要らへんわ、そんなもんは。向こうが控訴するかもわからへんけれども、それは関係ないわな。そやけど、今言うてるのは、想定したら、ひょっとしたら弁護士もついてるわけで、これ、そうやろう、顧問弁護士ついてるんやろう。そやさかいに、これ、ひょっとしたらということ、想定をそのときにきっちり説明して、22日で議会が終わるということは初めから皆さん分かってるやんか。そっち側も。そうしたら、何でもうちょっと、臨時会で6日にそんな、5日、4日や、初出のときにせんなんのか。それとも、どういう形を取らんなんのかぐらい、もうちょっと丁寧な対応をしてくれた方がええんと違うの、この委員会に対しても。

それで、これ、心配してるけど、葛城市がやっぱりそれで不利なことになったら、議決要るわな。市は関係ないけど、開発公社だけやと、こうなったときは、議決要らへんわけやろう、市の議決は。そやけど、お金の出どこはどないなるんやと。もしかやで。ほなこれ、あとどういうふうにするかいうことまでは、出たとこ勝負というか、出たとこなんかみたいな感じではないんやろうと。そんなことは想定しながらやってると違うかと思うんやけども、ここで言えるのか、言えへんのか、僕は分かりませんよ。そういうことは予測してやってます言うんやったら、こういうふうな委員会の中で、そんな仮の話できへんと言うのやったら、それはそれでええんやけれども、心配するのは、そんな、何か想定できるようなことを、ちゃんとやってないんかいなというところが心配やな。そこらは、どういうふうな、言える範囲でよろしいよ。こんなもん、裁判のことやけど、自分ところの対応の仕方、どういうふうにするのかだけは言えるのかいなと思ってな。それを言うてなかったということは事実やな、前の委員会では。

下村委員長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

控訴に関する議決の話でございますけども、これにつきましては、具体的な日付までは申しておりませんでしたけども、判決正本が届いた翌日から2週間以内に控訴しなければならないと。⑤番の部分については、市から控訴する場合は議決が必要であるというふうな説明はさせていただいたつもりでございます。そして、西川委員からお問い合わせがありました内容につきましても、議会を開く場合やったら、いつまでというのが、翌年の早々にはという話もさせていただいたと思います。ただ、その時点では、判決文が市の方に届く予定がまだはっ

きりしませんでしたので、そういうお答えをさせていただいておりましたけども、その後、判決のあった翌日には判決文がいただけるであろうということが大体分かってまいりましたので、本日、想定される日程を説明させていただいたという状況でございます。

それから、市と公社の話でございますけども、仮に、市に対する不利な判決がなかった場合、公社に対してだけの場合は、議決は必要ございません。あくまでも市に対して不利な判決が出た場合で控訴する場合は議決が必要であるということでございます。公社だけの場合は要らないということでございます。

それから、今後この判決がどうなっていくかというところら辺で、公社なり市なりが賠償の責を負わなければならないというところら辺につきましては、まだこの場ではお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そういうふうに答えてるという議事録が残ってるんやな。僕、ほな勘違いしてんのかな。

そういうふうにはっきりと覚えてないんよ、そのところ。議決が必要やねんと。そやさかいに、そのときに、22日で終わりやと。22日に判決が午後から出るんやというふうな、そやさかいに、言えば、臨時会か議会をしてもらわんなんねんとかいうような、そのときに22日で終わるといのは分かってたんと違うかな思うんやけどな、議会が。この判決が22日に出るといのが分かってなかったんか。分かってたんやろう。そやから、必要やと言うてるねんけども、ほんまにそれが必要やと言うたんかどうか、僕、記憶ないんやけれども。そやから、それやったらそれで、もうちょっと、僕、委員会開いてもうてるのは、そのところの日程の詰めと、議会に対する議決が必要なというふうなところを、議事録にそういうこと、ちゃんと言うてあるのか。議決が必要やということは言うたと。そやけども、日にち的にこういうふうにしてもらわんなんときがあるとか、こうやというふうなことは、後日、また協議いただきたいとも何とも言うてない。必要やと言うたということだけやな。そのときに、もう22日の会期、そこで終わるといのは分かてる。22日の午後1時10分か、判決が出るのはそこやと。そういうのは分かてる。その時点では分かってたわけやな。そやけども、議会の議決が必要でんねんという、僕は、そこがなかったの違うか思うて、自分ところで勝手にぼんと出してしもうたら、それでええんかなと。議会の議決みたいなん要らへんのかなと、こう解釈しててんけど、言うたるといねんな、ここのところは。

それと、不利に出てきたときに、葛城市はええやんかと。本来土地開発公社やと、こういうふうなことになったときは、もし、そうなら、今度は議決は要らへんけれども、その後の対応というのは、公社がいろいろと対応していくということ。議会としてはどうなってるんか。どういうふうな状況になっていくんか。後の様子は全然議会は分からへんということ。どうなるの。もし、そこんところになったら。どんだけの金額になるのか知らんで、これ。株が3億4,000何ぼと言うてるけれども、向こうは言いたいこと、言うべきことを精いっぱい言うてるんやろうとは、精いっぱいかどうか知らんけど、こんなん、何やかんやいうたら、3億5,000万円の話やんか、向こうの言い分は。そやけど、このままの金額やないに

したって、公社の方やで、どういうふうな、今度対応になっていくのかがよう分からんのやわ。こんなん初めてやし、そんなんよう分からんで。議会が、議決も要らんということになったら、こんなん、公社だけが、こんだけやいうて、ずっとどこまで引っ張るのやら、どこまで行くんやら。ここのことがどう運ぶんかいうのは、言うてるように、見通しつく範囲で教えてほしいと思う。公社になったら公社になったで、議会とはどういう対応をしていく、どういうふうな報告していく。報告するだけなのか。そこらのところやな。予算でこっちへぼんと、公社にそんだけの金がなかったら、こっち側へぼんと放り込まんなんのやら、何せんなんのやら。そこらのことも含めて、やっぱりいろいろ想定したはるはずやから、それが勝ちやあええけど、負けていったときには、どういうふうな不利なことが出てきたときの想定は立ててますというんやったら、立ててますでええやん。そんなことは想像して、立ててますよというのやったら。この委員会では、そんな詳しいこと言われへんというのやったら、そうか分からへんけれども、いろんな想定をそっちはしたはるのやったらええけども、今、何かぼんぼん、いや、こうやさかい、言いましたよというて、訴えてる方に関しては、書類もいろいろと出てきてるさかい、わし見てますわな。訴えられてる方の部分なんていうのは、なかなか、こんなん言うて訴えられてまんねんという程度で、その対応の仕方なんか全然情報として入ってきてない思うんやけど。その見通しそのものもつけて、対応の仕方そのものも内部で検討し、不利になったときにはこういう対応をしていくというようなことを、既にいろいろ検討をし、それで、議会に諮るべきは、議会にこの時点で諮るというふうなことを順序立ててやったはりますんか。そこだけ聞いときます。

下村委員長 副市長。

溝尾副市長 前回の委員会の際に、議決が必要ということなどはお伝えしていたかと思いますが、我々の方でも、12月22日に議会が終わるというのが分かっておりましたので、もう少し具体的に、年明けの臨時会なのか、年内なのかなどを詰めて、ご相談することはできたのかなということを感じておるところでございます。

我々、どれくらいちゃんと検討してるのかということですが、いろいろパターンは想定しております。公社だけが負けた場合には、議決は必要ありませんが、もちろん説明は必要だと思いますので、この委員会になるのか、違う形になるのかというのは、また委員長とも相談させていただきますが、適宜説明はさせていただきます。ただ、恐らく、公社だけという判決が出た場合にでも、相手方からまた市の方も控訴される可能性が高いかなと思いますので、その場合には市もまた入りますので、この委員会できちんと丁寧に議論ができるかなと思います。いずれにいたしましても、12月22日まで判決分かりませんので、ここはこうです、ここはこうですというのは、なかなか今の時点では申し上げることはできませんが、判決後、速やかにご説明申し上げまして、議会とも協議させていただきたいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 裁判のことは、これは現在進行中のことでありますし、それについては、議会との対応で

しっかりやっていただきたいとは思いますが、これは粛々と進めていくということしかないんだろうと思っております。そこで、今回は調査特別委員会ということになりますので、道の駅に関する様々な行政上の不手際あるいは不正もございました。そのことに関わって、再発防止という観点から、この調査特別委員会等も開いていると思っておりますので、裁判の判決に関わって、その内容について少しだけ、1点だけお聞きしたいことがありますので、お願いいたします。それは、柘の郷の建物の取壊しの件に関わる場所です。この件につきましては、裁判の中で、葛城市側が、この件については認められないと訴えが退けられたということでもあります。このことについて、私、疑問に思ったんです、前回の説明のときに。裁判に関わることだからということで、そこでは内容については聞かなかったんですけども、工事請負を行って、そのときの契約を結ぶときに、言ってみれば、工事の費用、単価等、工事内容について、きちっと取決めをして、代金を決めて契約していると。当然、そのことについては、工事の完了等、竣工検査もやるというふうなことで、市側は対応しているはずだろうと思うんです。それが、裁判の中では、これは判決で相手方が、その取壊し工事について、それが違法に公金から支出されるということの認識はできない、困難であったと。つまり、公金の支出の違法性について、業者が知るよしがなかったということだろうと思うので、私、そこがどうも理解できないんです。本来だったら、もうちょっと工事請負契約をやるときに、そのところはきちっとされてるはずなのではないかと。一般的にそういうものなのか、私はよく分からないんですけども、そこで、ここが実際の実態としてどうなのか。一般論でいいですよ。一般論としては、基本的には工事請負契約するときには、工事内容について積算もし、工事内容について取決めを、業者と分かった上で工事監督もし、竣工検査もやるということなんでしょうけど、それがどうだったのかなという疑問が、この判決を見まして思いましたので、言えることがあったら、言うてみてください。何かこんなことで申し訳ないですけど。当時の当事者ではないとすれば、なかなか分かりにくい話だろうし、よく分かりませんが、再発防止の観点からして、こんなことがしょっちゅう起こったら困るということもあって、一体どうなってるのかなと、この判決内容を聞いて。率直にそういうことは感じましたので、お聞きしたいと思います。

下村委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

谷原委員のご質問でございますが、当然、工事を発注した場合、契約書を作成して、それを取り交わした上で工事をしていただいて、竣工時には検査をして確認をするというのが通常の流れでございます。今回の場合も、最初の工事についてはそういう形でやられて、その後、この取壊しに関しては追加工事という形で発注をされて、工事をされてたようでございます。その関連の書類が全て破棄をされて、市側に残ってないということで、このような形になってきているというところでございます。あと、栄和建设に対して請求が認められなかった件につきましては、前回の西川委員の質問のときにお答えさせていただいたところでございますけれども、そういうことで、同じ場所のところの追加工事という形で発注されたということで、市から不正があつて公金の支出があつたであつたとか、そういう辺が、会社側

にしたら認識できなかったという裁判所の判断です。これはあくまでも裁判所の判断ですけど、そういう部分で請求対象から抜けたということでございます。そういうことで、書類がきちんと作成されて、残っておれば、まず、先にこういう事件は起こってないんだろうと思います。そういうことで、ちゃんとしてなくて、やっていたので、こういう結果になってきてるのかなというところらへんやと思います。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 それは、そういう書類が残ってなかったら確かめようがないわけですから、これはやむを得ない話で、問題は、その書類がないと、破棄されているということ自体が大きな問題であろうかなと思いました。この件については、架空工事などについても、架空の工事ですから、竣工検査したらやってないことは分かるわけですけども、そこに完了したという判こがつかれて、決裁されてたということもあって、こういう人たちには懲戒処分等も行われてるわけでありまして。やったらあかんことをやってるわけですから、架空工事の場合、そういう事例もあったように、破棄されたというのであれば、これについては、どういう実態かということも含めて、やはりきちっと、どういうことがあったのかというのは調べていかなければいけないのではないかなと思います。責任は大きいですよ。破棄されたために、市がそういう形で、言ってみれば、必要な裁判で勝てなくて、言ってみれば、相手方の裁判費用まで負担するということになるわけでありまして。そういう点では、これについては、ちゃんとそれなりに、もう一度、市の内部でも調べていただきたいというふうに思います。

以上です。

下村委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今の被告の相手方、葛城市、土地開発公社、2人というか、2者というのか、相手取って、いろいろと話が出るわけやけども、例えば葛城市が関係なしに、公社だけになったらとかいう話が出るけども、そもそも、葛城市と開発公社と2者相手というのは、なぜ2者相手になるねんということ、理事者側は説明できると私は思ってるんやけども、その説明をまずしてもらいたいのと、今、谷原委員の質問の中で、追加契約したと。それがいいねんと、今初めて俺聞いたけども、行政の内部として、そんな大事なことがないねんでは済まされるのかと。この裁判は別として、何ぼルーズなやり方やいうたかて、発注した契約書が破棄されたと、そんなことをこんな委員会で言われたら、我々議員として、そうでっか、ないでんのかって、そんな議論できませんよ。そやから、行政として、例えば破棄されたということが明確やったら、なぜ破棄されたんか。誰が指示出したんかということはきちっと調べたるはずやと思うから、その辺も、もし、言えるんやったら、説明願いたいのと、今、処分済んだらという話で、確かに書類上の処分は済んだるやろう。しかし、その処分で本当によかったかどうかということ、まだこれから道の駅の委員会でいろんな調査していかなあかん。まだこれから出てくる2,500万円、これも、どんな形で2,500万円が出ていったんか。そもそも契約の段階で、建物補償、公社で契約すること自体が大間違いや。そんなことをや

って、また補助金をもらうために、市長と相手方と契約書を作り直して、金の執行も何もしてない。その契約書を変更して2,500万円支出してある。こんなルーズなやり方をしてあるわけや。ほんで、今、これ裁判かかったさかいにというて、例えば葛城市が、関係ないというようなことは言うたらあかんのかしらん、関係ない、公社だけになったらという話が出るけども、そんなもんで済ませるものと違うやろう。ただ単に、公社だけ。両方関係あるから、両方来たるわけや。だから、なぜ両方で来たるかいうことをまず教えてほしいのと、今、その契約書がないということ自体も、きちっと調査したんかということも教えてもらいたい。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの岡本委員のご質問の、葛城市と公社が、両者が訴えられている件なんですけども、この件につきましては、資料⑤番の産業廃棄物撤去等請求事件で、もともとは社会福祉法人柊の郷が、葛城市と葛城市土地開発公社に対して損害賠償請求を起こしたものでございます。葛城市と公社の主張といたしましては、土地の売主はあくまで公社でございますので、葛城市には瑕疵はございませんということで、別の人格であるということで、別々のものであるということで、また公社に対しても瑕疵はないということで、裁判において主張しておりますものでございます。ですので、別々のものであるという主張で現在係争しておるものでございます。

また、文書がないということですが、この訴訟を起こされまして、事実認定して、裁判所で当然主張していくわけですが、その中で、そもそも監査請求がございまして、監査請求の資料に基づきまして訴えの提起を起しておりますので、限られた資料の中での裁判を進めておるといってご理解いただきたいと思ひます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 いや、それは今、課長言うてるように、売渡しは公社やん。そもそもの原因を起こしたのは何やねん。原因を起こしたのは市やろう。ほな、購入された側というのは、購入する土地の費用、これは何の原資をもって充ててあるねんということやろう、考え方として。これ代替地ではないわけか。ただ、金は払いましたよ。たまたまここにええ土地がありましたよって買いましたよと、こういう契約になったるわけか。公社やから税金要らへんさかい、そういう契約やということか。民間売買でやったら、三者契約するか、何かの方法しか有利な方法できへんわけや。そやから、そういうふうなことで、葛城市も一緒に訴えられてるという解釈ではないのか。今の説明聞いとったら、全然別個ですなと。物件渡したのは公社ですな。悪う言うたら、市は関係おまへんねんというふうな答弁に取れるねんけども、そうではないやろう。この裁判と今の処理の方法とは違うか分からへんし、今ここで議論して、相手に有利か、こっちが不利になるのか、そんなことしたらあかんか分からへんけども、こういうこと出てくるということは、事務処理上、大きな間違いしたということ、みんな分かてると思うんやな。何でそんな間違いできたんかということも確かめていかなあかんわけや。わしは、思ってたんは、もともとの原因は市や。市の事業に対して協力した。その代替地として、私はこの土地を購入したと思うてるわけやけども、今の話聞いとったら、払う

もんは払いました。この金でたまたまあったやつを買いましたと。こんな解釈できるような説明に受け止めたわけやけども、それでええんかどうかということやな。解釈の仕方。

それと、今言われた書類も、監査請求に基づいて出しよる。なかなか、それは答弁できへんと、そういうことになってるんやろうと思う。だから、あんまり深く追及していったら、あんたを個人的に責めたようになるんで、深く追及はせえへんけども、その辺も曖昧やな。そやから、今後、これはこれとして、事務処理上、きちっと追及すべきやと私は思います。今言うてる、市と公社のやつだけ答弁してもうて、こっちの書類のやつについては、あんまり突っ込んだことは言わへんので、それはもう結構や。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 ただいまの岡本委員のご質問なんですけども、裁判での話では、あくまでも市と公社は別の人格であるという主張になりますので、答えは同じになるんですが、市には売主責任はないという主張で進めます。それで、公社についても瑕疵はないですという主張で進んでおりますので、あくまで市の原因とか、そういう部分は、司法の場においては別のものとして進んでおります。

以上です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今の答弁では、裁判の関係があるんで、ややこしいことはお互いに言わんとうと。あくまでも、今言うてるのは、公社が売り渡しましたということと言うてるんで、それ以上の答えは出せませんと、こういうことやな。なるほど、分かりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 岡本委員が言われた2番目の質問が答えられてないようなことだろうと思うんですけど、正確に、答えられへんのかもわからんですけども、私、これ、もし、こんなんでも市が損害を受けるんだったら、損害を受けるのか、受けないのか関係なく、大事な書類が破棄されてなんていうことを聞いたら、職員に対する処分があつてしかるべきじゃないですか。ましてや、これで損害を受けることになって、これで裁判の重要な証拠がなくなって、それをもってこういう判決が出るようなことになったら、市民の皆さんから見たら、何やということになると思うんです。私は、道の駅の件については、繰り返し綱紀肅正ということが、適時、的確に早くやられることが私は大事だということをずっと訴えてきたわけですけども、これかて、何も言わなければそのまま済むということであつては、私はならないと思うんです。ここはしっかり調査をまずしていただいて、その上で的確にやっていただきたいと。道の駅かつらぎに関する調査特別委員会ですから、これについて、そういう事態があれば、きちっと対応はぜひしていただきたいということを重ねてお願いしておきます。

下村委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

ただいまの職員に対する部分でございますけども、これについては、全て調査は終わって、処分も終了しておりますので、改めてこれに関して職員に対して処分をするとか、そういう

ことはございません。

以上でございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今の部長の、何も職員を処分せえということではなしに、ほんまにこれが事実としたら、きちっと解明をせなあかんでということ俺は言うてるわけや。今これと分かったさかいに、新たに処分するねんとか、そんなことを俺は言うてるのと違うわけや。事務処理として、ただ、いや、紛失しましてん、ありませんねんだけで済ませへんから、俺もそんなこと知らんかったから、それがほんまに事実やったら、今後、行政としてきちっと調べる必要があるやろうと言うてるわけや。そやから、今、谷原委員かて、そういうことやと思うねん。職員を処分するとか、しやんとか、処分してええ問題と、処分せんでもええ問題あると思うんや。処分するのと、きちっと何が原因でこうなったかいうことを突き止めないと、このままずっといったら、こんなん、葛城市なんて、事業みたいなんするものうなると思うで。事業したら、何かあったら皆責任取らされる。今そういう雰囲気やんか。そうなったら、事業みたいなんできへんがな。簡単にパソコン叩いて、計算機して、こんな事務は何ぼでもいけるわな。そやから、用地買収とか、金に絡むような事業なんて、職員みたいなん、そんなんできへんで。今かて、特に事業課何かあったら、契約もしに行かなあかん、いろんなことしに行かなあかん。なって行って、これはおかしい、即処分や。そんなんばかりしてたら、こんなん職員動きまへんで。そやから、わしの言いたいのは、わしは、そんな処分せえということやなしに、きちっと事務上、書類上、本当に何でこうなったんかいう原因だけはきちっと調べてくれよということ言うてるわけやから、それだけはお願いしときたいというふうな、部長お願いしますわ。

下村委員長 答弁よろしいですか。そういうことで、ご理解をお願いしたい。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、本件につきましては以上といたします。

次に、調査案件(2)その他についてを議題といたします。

この際、委員の皆様から何かご意見等ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会も非常に長期にわたっております。裁判をやっているからということで、その部分については調査できないということで、終わってからなると、いつまでたっても道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、引っ張られることになるので、私はどこか、中間報告なり、ある程度のところをまとめて、裁判の見通しがなかなか立たないのであれば、終結の方向を何らかの形で考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、これについては、議員の皆さんで判断していただくことも大事だろうと思っておりますので、問題提起として、このままずっとこういう形で行くのか。どこかで、そういう形で、中間報告なり、見通しをつけてやるのか。そこは、委員長、副委員長で

も結構ですから、一度お考えいただいたらと思います。

下村委員長 終結というのは、急に言われても無理なんですけど、中間報告というのはやるべきであろうと、私は委員長として思いますから、また副委員長とも相談いたしまして、その中間報告の場を作っていきたいと思います。以上です。

ほかにございますか。

増田委員。

増田委員 中間報告ということで、私も、もう一度、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の初期の目的、設置をした目的が達成してるのか、してないのか。何を目的でこの委員会を設置したのかということをもう一度ご議論いただいて、その目標に向かって何を今後するべきかという議論を、もう一度、中間報告までにやるべきことかなというふうに思いますので、委員長、その辺の整理をもう一度やっていただけたらどうかと、ご提案申し上げます。

下村委員長 何を目的にこの委員会をやってるかということ一度検討して、中間報告までに皆さん方にもお知らせした方がいいということですね。ということで、副委員長ともまた検討いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、本件については以上とさせていただきます。

これをもちまして本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本当に皆さん方、12月のお忙しいときに、委員会ということで全員集まってもらいました。様々な意見を頂戴いたしました。まだこれからも、年が変わっても、これは続くと思いますけれども、皆さん方の貴重な意見をいただきながら、前向きに進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願い申し上げます、私の閉会の挨拶に代えさせていただきます。

これをもちまして道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時52分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長

下村 正樹